

1999 年第 331 號法律公告

《1999 年宣布更改名稱或職稱（漁農處、漁農處處長、漁農處副處長及漁農處助理處長）公告》

(根據《釋義及通則條例》(第 1 章) 第 55 條訂立)

1. 生效日期

本公告自 2000 年 1 月 1 日起實施。

2. 更改名稱或職稱

- (1) 現宣布將 "漁農處" 的名稱改為 "漁農自然護理署"。
- (2) 現宣布將 "漁農處處長" 的職稱改為 "漁農自然護理署署長"。
- (3) 現宣布將 "漁農處副處長" 的職稱改為 "漁農自然護理署副署長"。
- (4) 現宣布將 "漁農處助理處長" 的職稱改為 "漁農自然護理署助理署長"。

3. 修訂對有關名稱或職稱的描述

(1) 附表 1 第 2 欄指明的成文法則現予修訂，所有在第 3 欄在相對該等成文法則之處所指明的條文中出現的 "漁農處" 均以 "漁農自然護理署" 代替。

(2) 《家禽 (屠宰供出口) 規例》(第 139 章，附屬法例) 第 105(4) 條現予修訂，以 "Agriculture, Fisheries and Conservation Department" 代替 "Department of Agriculture and Fisheries"。

(3) 《海魚 (統營和輸出) 規例》(第 291 章，附屬法例) 第 4E(5)(a) 條現予修訂，以 "漁農自然護理署" 代替 "漁農處"。

(4) 附表 2 第 I 部第 2 欄指明的成文法則現予修訂，所有在第 3 欄在相對該等成文法則之處所指明的條文中出現的 "漁農處處長" 均以 "漁農自然護理署署長" 代替。

(5) 附表 2 第 II 部第 2 欄指明的成文法則現予修訂，所有在第 3 欄在相對該等成文法則之處所指明的條文中出現的 "漁農處處長" 均以 "漁農自然護理署署長" 代替。

(6) 《抗生素條例》(第 137 章) 第 2 條現予修訂，在 "漁農處處長" 的定義中，以 ""漁農自然護理署署長" (Director of Agriculture, Fisheries and Conservation)" 代替 ""漁農處處長" (Director of Agriculture and Fisheries)"。

(7) 附表 3 第 2 欄指明的成文法則現予修訂，所有在第 3 欄在相對該等成文法則之處所指明的條文中出現的 "漁農處副處長" 均以 "漁農自然護理署副署長" 代替。

(8) 附表 4 第 2 欄指明的成文法則現予修訂，所有在第 3 欄在相對該等成文法則之處所指明的條文中出現的 "漁農處助理處長" 均以 "漁農自然護理署助理署長" 代替。

(9) 《動物羈留所條例》(第 168 章) 第 1A 條現予修訂，在 "處長" 的定義中，以 "漁農自然護理署任何助理署長" 代替 "漁農處任何助理處長"。

(10) 《動植物 (瀕危物種保護) 條例》(第 187 章) 第 2(1) 條現予修訂，在 "處長" 的定義中，以 "漁農自然護理署任何一名助理署長" 代替 "漁農處任何一名助理處長"。

(11) 附表 5 第 2 欄指明的成文法則現予修訂，所有在第 3 欄在相對該等成文法則之處所指明的條文中出現的 "處長" 均以 "署長" 代替。

4. 在其他文書、合約或法律程序中的名稱或職稱的替代

所有在 2000 年 1 月 1 日之前已訂立的任何文書或合約或已展開的任何法律程序中出現的在附表 6 第 2 欄指明的名稱或職稱，均以第 3 欄相對該等名稱或職稱之處所指明的名稱或職稱代替。

附表 1 [第 3(1) 條]

以 "漁農自然護理署" 代替 "漁農處"

項 成文法則 條文

1. 《公眾衛生 (動物及禽鳥) 條例》(第 139 章) 第 14 條。
2. 《動物羈留所條例》(第 168 章) 第 1A 條 (在 "人員" 的定義中)。
3. 《防止殘酷對待動物條例》(第 169 章) 第 4(1) 條 (第二次出現者)。
4. 《漁業保護條例》(第 171 章) 第 3A(1) 條。
5. 《裁判官條例》(第 227 章) 附表 4 (在 "公職人員" 一欄中)。
6. 《申訴專員條例》(第 397 章) 附表 1 第 I 部。
7. 《狂犬病條例》(第 421 章) 第 17(1) 條。
8. 《海岸公園條例》(第 476 章) 第 8(3) 及 (4) 及 14(5) 及 (7) 條。
9. 《海岸公園及海岸保護區規例》(第 476 章，附屬法例) 第 18(2) 條。
10. 《海岸公園(指定) 令》(第 476 章，附屬法例) 附表。
11. 《海岸保護區(指定) 令》(第 476 章，附屬法例) 附表。
12. 《環境影響評估條例》(第 499 章) 附表 1 (在 "具有特別科學價值的地點" 的定義中)。
13. 《嘉道理農場暨植物園附例》(第 1156 章，附屬法例) 第 14(5) 條。

附表 2 [第 3(4) 及 (5) 條]

以 "漁農自然護理署署長" 代替 "漁農處處長"

第 I 部

項 成文法則 條文

1. 公職指定 (第 1 章，附屬法例) 附表。
2. 《林區及郊區條例》(第 96 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
3. 《退休金利益條例 (設定職位) 令》(第 99 章)， 附表 1 (在 "漁農處處長" 的職系及 "漁農附屬法例" 處處長" 的職位中)。
4. 《電訊規例》(第 106 章，附屬法例) 附表 3 (在固定電訊網絡服務牌照內的一般條件第 33 條中)。
5. 《公眾衛生及市政條例》(第 132 章) 第 104E(1)(d) 條。
6. 《食物業規例》(第 132 章，附屬法例) 第 3(1) 條 (在 "批發市場" 的定義中)。
7. 《除害劑條例》(第 133 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中) 及第 19(1) 條。
8. 《抗生素條例》(第 137 章) 第 4(2) 及 (3)(b)、5(2)(j)、6(2) 及 7(1) 條。
9. 《公眾衛生 (動物及禽鳥) 條例》(第 139 章) 第 2(1) 條 (在 "處長" 的定義中) 及 附表。

10. 《貓狗條例》(第 167 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
11. 《動物羈留所條例》(第 168 章) 第 1A 條 (在 "處長" 的定義中)。
12. 《防止殘酷對待動物條例》(第 169 章) 第 2 條 (在 "高級獸醫官" 的定義中) 及第 4(1) 條。
13. 《野生動物保護條例》(第 170 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
14. 《漁業保護條例》(第 171 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
15. 《動植物 (瀕危物種保護) 條例》(第 187 章) 第 2(1) 條 (在 "處長" 的定義中)。
16. 《植物 (進口管制及病蟲害控制) 條例》(第 207 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
17. 《郊野公園條例》(第 208 章) 第 3(2) 條。
18. 《船舶及港口管制 (範圍指明) 公告》(第 313 章, 附屬法例) 附表。
19. 《海魚養殖條例》(第 353 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
20. 《魚類養殖區 (指定) 令》(第 353 章, 附屬法例) 附表。
21. 《廢物處置條例》(第 354 章) 第 15AA(1)(b) 條及附表 4 第 9 及 10 項。
22. 《狂犬病條例》(第 421 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
23. 《環境及自然保育基金條例》(第 450 章) 第 7(2)(e) 條。
24. 《海岸公園條例》(第 476 章) 第 3(2) 條。
25. 《植物品種保護條例》(第 490 章) 第 5(1) 條。
26. 《捕鯨業 (規管) 條例》(第 496 章) 第 6(3) 及 10(2)、(3) 及 (5) 條。
27. 《嘉道理農業輔助貸款基金條例》(第 1080 章) 第 4 及 5(1)(a) 條。

第 II 部

項 成文法則 條文

1. 《公眾衛生 (動物及禽鳥) 條例》(第 139 章) 附表。
2. 《家禽 (屠宰供出口) 規例》(第 139 章, 附屬法例) 附表 2。
3. 《植物 (進口管制及病蟲害控制) 條例》(第 207 章) 附表 3 表格 1。

附表 3 [第 3(7) 條]

以 "漁農自然護理署副署長" 代替 "漁農處副處長"

項 成文法則 條文

1. 《退休金利益條例 (設定職位) 令》 附表 1 (在被 "漁農自然護理署署長" 的職 (第 99 章, 附屬法例) 系代替的 "漁農處處長" 的職系中)。
2. 《除害劑條例》(第 133 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
3. 《動物羈留所條例》(第 168 章) 第 1A 條 (在 "處長" 的定義中)。
4. 《野生動物保護條例》(第 170 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
5. 《動植物 (瀕危物種保護) 條例》(第 187 章) 第 2(1) 條 (在 "處長" 的定義中)。
6. 《狂犬病條例》(第 421 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。

附表 4 [第 3(8) 條]

以 "漁農自然護理署助理署長" 代替 "漁農處助理處長"

項 成文法則 條文

1. 《退休金利益條例（設定職位）令》 附表 1 (在被 "漁農自然護理署署長" 的職 (第 99 章，附屬法例) 系代替的 "漁農處處長" 的職系中)。
 2. 《公眾衛生（動物及禽鳥）條例》(第 139 章) 第 2(1) 條 (在 "處長" 的定義中)。
 3. 《野生動物保護條例》(第 170 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
 4. 《狂犬病條例》(第 421 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)。
-

附表 5 [第 3(11) 條]

以 "署長" 代替 "處長"

項 成文法則 條文

1. 《林區及郊區條例》(第 96 章) 第 2 條 (在 "處長" 及 "獲授權人員" 的定義中)、第 4、22(4) 及 (5) 及 23 條。
2. 《除害劑條例》(第 133 章) 第 2 條 (在 "處長" 的定義中)、第 4、5(1)、(3)、(4) 及 (5)、6、9(1)、(2)、(3)、(5)、(7) 及 (8)、10、11、12、13(1)、(2) 及 (3)、13A、14、16、17(3)(d)、19(1A)(b) 及 20 條。
3. 《除害劑規例》(第 133 章，附屬法例) 第 3(1) 及 (2)、4(1)、5、6、7、8、9(1)、(2) 及 (3)、10(1)、11(1)(c)(iii)、12(1)(j) 及 (2)、14、15、17 及 19(3) 條。
4. 《公眾衛生（動物及禽鳥）條例》(第 139 章) 第 2(1) 條 (在 "分隔地點"、"特准登岸處"、"疾病"、"高級獸醫官" 及 "處長" 的定義中)、第 3(1)(e) 及 (r) 及 (4)(g) 條、第 6 條之前的標題、第 6(1) 及 (2)、7、9A(1)、9B、10(2)、11、14、15、15A(1)、16 及 17A 條及附表。
5. 《公眾衛生（動物及禽鳥）規例》 第 4(1A)、5(3)、7A、7B(4)、9A(2)、(第 139 章，附屬法例) 16、26、29、30、34、35、36A、36B、36C(b)、37 條 (在 "主管人員" 的定義中)、第 44、51 及 52 條及附表 4。
6. 《公眾衛生（動物及禽鳥）（動物售賣商）規例》(第 139 章，附屬法例) 第 5(1)、(2) 及 (3)、7 及 9(c) 條。
7. 《公眾衛生（動物及禽鳥）（牛隻、綿羊及山羊的飼養）規例》(第 139 章，附屬法例) 第 3、4(1) 及 (5)、5、6、11、13 及 15(2)(b) 條。
8. 《奶場規例》(第 139 章，附屬法例) 第 2 條 (在 "登記冊" 的定義中)、第 3(1)、(3)、(4) 及 (5)、4、6、8(1) 及 (5)、9(3)、10、11、12(3) 及 (4)(b)(iii)、14、15、16(2)、18、19(2)(e)、(f) 及 (i)、21(3)、25、26(1) 及 (3)、27(2)(d) 及 29(2) 條。
9. 《家禽（屠宰供出口）規例》 第 5(1) 及 (3)、6、7(1)、(2) 及 (3)、(第 139 章，附屬法例) 8(1)、(3) 及 (4)、9、10、12(b)、14(2)、15(1)、16(c)、17(1)(b)、18、21、25(2)、26(4)(a)、27(2)、28、29(3)、30(1)(d)、33(2) 及 (6)(b)、34(1)、37(1) 及 (2)(a)、38(b)、39、40(1) 及 (2)、41、43、44、46(1)、56(1)(e)、59(1)(a)、62、65(1)(b) 及 (3)、91(b)(v)、92(1)(c)、93(1) 及 (3)、95(1)、98(1)(a)、(4)(a) 及 (5)、99(1)(a) 及 (b)、100、101(b)、102、103、104(1)(b)、105(1) 及 (4)、107(1) 及 (2)、108(1)、(2)、(3)(c) 及 (5)、109、110(1)、(3)(g)、(5)、(6) 及 (7)、111、112、113、114、116、

117(4)、118 及 119 條。

10. 《公眾衛生（動物及禽鳥）（展覽）規例》（第 139 章，附屬法例） 第 4(1)、(2) 及 (3)、6、7(f) 及 8(1) 及 (3) 條。

11. 《公眾衛生（動物）（寄養所）規例》（第 139 章，附屬法例） 第 5(1)、(2) 及 (3)、7 及 8(f) 條。

12. 《公眾衛生（動物）（騎馬場地）規例》（第 139 章，附屬法例） 第 5(1)、(2) 及 (3)、6 及 7 條。

13. 《公眾衛生（動物及禽鳥）（禽畜飼養的發牌）規例》（第 139 章，附屬法例） 第 3(1)(b)、4、5、6、7、8、9 及 11 條。

14. 《貓狗條例》（第 167 章） 第 2 條（在 "處長" 及 "獲授權人員" 的定義中）、第 3(2)(b) 及 (f)、5A、11(1)(a)(ii)、(2)、(3)、(5) 及 (6)、12、13(3)、(3)(d) 及 (f)、(5) 及 (6)、16(1)(e) 及 (f) 及 (2)(b)、17(1) 及 (2)、19(1) 及 20(1) 條。

15. 《動物羈留所條例》（第 168 章） 第 1A 條（在 "人員" 及 "處長" 的定義中）、第 2 及 4(2) 條。

16. 《野生動物保護條例》（第 170 章） 第 2 條（在 "處長" 的定義中）、第 7、13(1)、15、15A、17C(1) 及 (2)、20(3)、20A、22(2)、23 及 24 條。

17. 《漁業保護條例》（第 171 章） 第 2 條（在 "處長" 的定義中）、第 3A(1)、4(1)(gb)、5、6(2)、7 及 10 條。

18. 《漁業保護規例》（第 171 章，附屬法例） 第 4A 及 6 條。

19. 《動植物（瀕危物種保護）條例》（第 187 章） 第 2(1) 條（在 "處長" 及 "獲授權人員" 的定義中）、第 2A、3、7(1) 及 (3)、7B、8(1)、(2) 及 (3)、10(1) 及 (1A)、11(5)(c)、(7) 及 (8)、13(2A)、(4) 及 (5)、14(2)、15、16 及 17(1) 及 (2) 條及附表 2（在第 1 部，在 "Pisces (魚類)" 分目下第 3 欄中）。

20. 《動植物（瀕危物種保護）（豁免）令》 第 1A(1) 條（在 "個人財物" 的定義中）（第 187 章，附屬法例） 及第 1A(2)、3、6(2) 及 10(2) 條。

21. 《植物（進口管制及病蟲害控制）條例》 第 2 條（在 "受禁制"、"處長" 及 "獲授權人員" 的定義中）、第 3、4(1)(d) 及 (2)(c)、6(1) 及 (3)、7、8(1)、9(3) 及 (4)、10(1)、(2) 及 (5)、11、12、13、14、15、16(1)、(2)、(4)、(5) 及 (6)、17、18、19(1)(c) 及 (3)、20(2)(c) 及 (3)(a)、21 及 22 條及附表 1 第 II 部。

22. 《海魚養殖條例》（第 353 章） 第 2 條（在 "處長" 的定義中）、第 3(1)、(2) 及 (4)、4(1)、5、8(1)、(2)、(3)、(4)、(6) 及 (7)、9、10、13(3)(a)(ii)、14、16(1) 及 (4)、17(1) 及 (3)、18(1)、(2)、(4) 及 (5)、19(1) 及 20(a) 條。

23. 《海魚養殖規例》（第 353 章，附屬法例） 第 2、3(1) 及 (2)、4(2)、5、6、7 及 8 條。

24. 《狂犬病條例》（第 421 章） 第 2 條（在 "狂犬病控制區"、"特准人員"、"處長"、"檢疫中心" 及 "觀察中心" 的定義中）、第 3、5、18(1)、20(1) 及 (2)、21(1) 及 (2)、22(5)、27、28(1)、29(2)(c) 及 (d) 及 (3)、31(2)、34、38(2)、(3) 及 (5)、40(1) 及 (2)、47(1) 及 (2)、49(1) 及 (2)(b) 及 51(2)(e) 及 (f) 及 (3) 條。

25. 《狂犬病規例》(第 421 章，附屬法例) 第 2 條 (在 "指明" 的定義中)、第 3(1)、(3) 及 (4)、6(1)、(2) 及 (3)、8(3)、12(4)、14(1)、19A(1)、20(1)、20A(1)、23(2)、24(1) 及 (2)、26(1)、27(3)、28(1)、29(1)、30(1) 及 (2)、31(1)、(3)、(5) 及 (6)、33(1) 及 35 條及附表 2 第 2、3 及 7(ii) 條。

附表 6 [第 4 條]

在其他文書、合約或法律程序中的名稱或職稱的替代

項	舊名稱或職稱	新名稱或職稱
---	--------	--------

- | | | |
|----|---------|-------------|
| 1. | 漁農處 | 漁農自然護理署 |
| 2. | 漁農處處長 | 漁農自然護理署署長 |
| 3. | 漁農處副處長 | 漁農自然護理署副署長 |
| 4. | 漁農處助理處長 | 漁農自然護理署助理署長 |

政務司司長

陳方安生

1999 年 12 月 24 日

註 釋

本公告——

- (a) 宣布更改漁農處的名稱及漁農處處長、漁農處副處長及漁農處助理處長的職稱；及
(b) 相應地修訂——
 (i) 在某些成文法則中出現的對該等名稱或職稱的提述；及
 (ii) 在所有在 2000 年 1 月 1 日之前已訂立的任何文書或合約或已展開的任何法律程序中出現的對該等名稱或職稱的提述。